

(趣旨)

第 1 条 石川工業高等専門学校学則第 48 条第 3 項の規定に基づき、創造工学プログラムに関し必要な事項を定める。

(対象)

第 2 条 創造工学プログラムは、本科第 4 学年から専攻科第 2 学年までの 4 年間を対象とする。

(学習・教育目標)

第 3 条 創造工学プログラムの学習・教育目標は、次のとおりとする。

- A. 科学技術や情報を利用してデザインし創造することに喜びを知り、たゆまず努力する技術者を育成する。
- (1) 基礎工学（設計システム、情報論理、材料バイオ、力学、社会技術）の科目を修得している。
 - (2) PBL (Problem-based Learning) の経験から創造の喜びを修得している。
- B. 問題を発見・提起し、修得した技術に関する知識や理論によって解析し、解決までできる技術者を育成する。
- (1) 学士の学位を取得できる専門工学の知識と能力を有する。
 - (2) 数学（情報処理）・物理による理論的解析能力がある。
- C. 国際社会を多面的に考えられる教養と語学力を持ち、社会や自然環境に配慮できる技術者を育成する。
- (1) 国際社会を多面的に考えることができる。
 - (2) 外国語によるコミュニケーション能力がある。
 - (3) 技術者倫理を修得している。
- D. 実践的な体験をとおして、地域の産業や社会が抱える課題に積極的に対処できる技術者を育成する。
- (1) 地域企業などでのインターンシップをとおして、実務上の問題点と解決法の現状を体得している。
 - (2) 実務上の問題点として、いろいろな環境技術について検討できる。
- E. チームプロジェクト等を遂行するに必要な計画性をそなえ、論理的な記述・発表ができる技術者を育成する。
- (1) 日本語による論理的な記述、コミュニケーションができる。
 - (2) 地道に行った研究成果を口頭発表できる。
 - (3) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめることができる。

[コース別の学習・教育目標]

F 1. 複合工学修得コース

いくつかの工学の知識を修得し、幅広い考察ができる技術者を育成する。

- (1) 申請学士領域以外の工学の知識を修得し、幅広い考察ができる。

F 2. 専門工学探究コース

専門工学を探究し、深い考察ができる技術者を育成する。

- (1) 申請学士領域を探究し、深い考察ができる。

(履修科目等)

第 4 条 創造工学プログラムの科目及び学習・教育目標との対応は、学科・専攻及び申請学士領域ごとに別表に定めるとおりとする。

(コース選択)

第 5 条 学生は、本科第 4 学年進級時に創造工学プログラムのいずれかのコースを選択し、申告（仮申告）するものとする。

- 2 専攻科に進学した学生は、専攻科入学時にいずれかのコースを選択し、申告（本申告）するものとする。
- 3 前項の場合において、複合工学修得コースを申告した者が専門工学探究コースへの変更を希望する場合は、専攻科長が認めた場合に限り、専攻科第2学年進級時に専門工学探究コースに変更することができる。

（修了要件）

第6条 創造工学プログラムの修了要件は、コースごとに次のとおりとする。

- （1）複合工学修得コース 別表に定める創造工学プログラムの達成度評価A～Eの12項目のすべて及びF1の項目を満足していること。
- （2）専門工学探究コース 別表に定める創造工学プログラムの達成度評価A～Eの12項目中10項目以上及びF2の項目を満足していること。

（JABEE認定）

第7条 創造工学プログラム複合工学修得コースは、日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定を目的としたプログラムとする。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、創造工学プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に専攻科に入学した学生に係る創造工学プログラムの科目と学習・教育目標との対応については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。